

仕様書

1 件名

広島市立病院機構本部事務局カラー複合機賃貸借（単価契約）

2 設置場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ11階

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局

4 契約期間

契約締結の日から平成36年3月31日まで

5 履行期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

6 複合機の仕様等

項目	機能及び仕様等
名称	カラー複合機
台数	1台
機能及び仕様	
機能装備	コピー、プリンタ、ファックス、スキャナ機能搭載
給紙方式・容量	① 4段トレイ又はデッキ（合計3,500枚以上） ②マルチ手差しトレイ（100枚以上）
電源	100V
セキュリティ	本体内の残存データを自動又は手動で消去できること
ウォームアップタイム	30秒以下
付加機能	①自動原稿送り装置（100枚以上収容可能・両面対応） ②中綴じフィニッシャー ③2／4穴パンチャーユニット ④Z折機能 ⑤ホッチキス位置 コーナー/ダブル
環境性能	①グリーン購入法適合 ②エコマーク認定商品 ③国際エネルギー効率プログラム適合
【コピー機能要件】	
コピーサイズ	A3からA5まで
連続コピー枚数	9,999枚
連続コピー速度	①モノクロ 65枚/分以上（A4ヨコの場合） ②カラー 60枚/分以上（A4ヨコの場合）
ファーストコピー時間	①モノクロ 5秒以下 ②カラー 6秒以下
読み取り解像度	600×600dpi以上
コピー倍率	定型倍率と1%刻みのズーム機能（25%～400%）
コピー紙厚	52～220g/m ² 程度の紙厚が使用可能であること

	その他	① 自動両面コピー機能 ② 電子ソート（仕分け）機能 ③ まとめて1枚コピー機能 ④ 自動用紙選択 ⑤ 割り込み機能
	【プリンタ機能要件】	
	プリントサイズ	A3からA5まで
	連続プリント速度	① モノクロ 65枚/分以上 (A4ヨコの場合) ② カラー 60枚/分以上 (A4ヨコの場合)
	ファーストプリント タイム	① モノクロ 5秒以下 ② カラー 6秒以下
	その他	① ネットワークプリント対応 ② セキュリティプリント（認証プリント）
	【スキャナ機能要件】	
	形式	カラースキャナ
	読み取りサイズ	最大A3
	原稿読み取り速度	① モノクロ 80枚/分以上 (A4ヨコの場合) ② カラー 80枚/分以上 (A4ヨコの場合)
	画像モード	文字、文字／写真、写真
	読み取り解像度	最大 600dpi × 600dpi
	出力フォーマット	TIFF、JPEG 及び PDF ファイル OCRテキスト付の PDF データが生成可能であること。
	その他	① スキャンデータを、指定アドレスへのメール転送及び複合機本体へ保存する機能を有すること ② 複合機内に保存したスキャンデータは、クライアントから直接取り出すことが可能であること
	【ファックス機能要件】	
	通信規格	G3 FAX 以降に対応
	原稿サイズ	A3からA5まで

7 保守及び消耗品交換の条件

以下の項目の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とし、実施結果は発注者に速やかに報告するものとする。

(1) 定期点検

毎月1回以上は複合機を点検し、トナー等の必要な消耗品は不足が生じないように補充（使用済カートリッジ等の回収を含む）を行い、コピー・プリンタ、ファックス、スキャナ機能を常時良好に利用できる状態で提供すること。

(2) 故障時の点検・修理

故障の場合は、連絡を受けてから速やかにこれを修理する等適切な処置（部品の交換、機械の清掃等）を行うこと。

(3) 消耗品の補充

- ① トナー等の消耗品の補充は、受託者の負担とする。
- ② 印刷用紙は、発注者の負担とする。

8 月間予定使用数量（A4換算）

- (1) モノクロ 28,000 枚
- (2) カラー 3,000 枚

※但し、予定使用数量でありこれを担保するものではない。

9 設置作業等

- (1) 平成31年4月1日までに使用が可能となるよう設置すること。
- (2) 複合機の設置にあたっては、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、発注者のパソコンで複合機のプリンタ機能やスキャナ機能を利用するために必要な設定作業を、発注者と協議のうえ行うものとする。
- (4) ネットワークケーブルや電話回線の敷設は、発注者が行うものとする。
- (5) 複合機の使用開始にあたり、必要に応じて発注者に機器の操作説明を行うものとする。

10 契約終了時等の対応

- (1) 複合機の撤去にあたっては、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、契約終了又は契約解除等により受注者が変更となる場合、複合機の入れ替え等の作業が円滑に行われるよう、事前に発注者及び新たな受注予定者と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、契約終了又は契約解除等により業務が終了する場合、発注者が使用した複合機のデータ等を抹消し、このことを文書により発注者に報告しなければならない。

11 その他

この契約の履行に関し、疑義を生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。